五～八　（略）	第六南極特別保護地区
九　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	一　（略）
十～十二　（略）	二　原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。
	三　原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、回転翼航空機は、指定された地点（南緯七十二度十九分十五秒東経百七十度十三分三十一秒）に限り、着陸することができる。
	四・五　（略）
	六　原則として、当該地区内では野営しないこと。
	七・八　（略）
	九　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
	十～十二　（略）

第七～二十南極特別保護地区	（略）
第二十一南極特別保護地区	一・二　（略）
	三　原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。
	四～十三　（略）
第二十二～三十南極特別保護地区	（略）
第三十一南極特別保護地区	一～三　（略）
	四　原則として、航空機は、当該地区の地表から高度百メートル以下の空域を飛行しないこと。
	五・六　（略）
	七　当該地区内では、野営しないこと。
	八～十二　（略）

五～八　（略）	第六南極特別保護地区
（新設）	一　（略）
九～十一　（略）	二　当該地区内では車両を使用しないこと。
	三　原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、回転翼航空機は、指定された地点（南緯七十二度十九分十三秒東経百七十度十三分三十四秒）に限り、着陸することができる。
	四・五　（略）
	六　当該地区内では、指定された地点（南緯七十二度十九分十三秒東経百七十度十三分三十四秒）に限り、野営することができる。
	七・八　（略）
	（新設）
	九～十一　（略）

第七～二十南極特別保護地区	（略）
第二十一南極特別保護地区	一・二　（略）
	三　航空機は当該地区内に着陸しないこと。
	四～十三　（略）
第二十二～三十南極特別保護地区	（略）
第三十一南極特別保護地区	一～三　（略）
	四　航空機は、当該地区の直上空域であって、南緯七十七度三十七分一秒東経百六十三度二分三十三秒の地点と南緯七十七度三十六分五十八秒東経百六十三度二分五十八秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯七十七度三十六分三十五秒東経百六十三度四分二十四秒の地点を結ぶ直線より北西にある区域の地表から高度百メートル以下の空域を飛行しないこと。
	五・六　（略）
	七　当該地区内では、指定された地点（南緯七十七度三十六分五十八秒東経百六十三度二分四十八秒）に限り、野営することができる。
	八～十二　（略）